

耐震関係補助制度

知立市では、近い将来起こる可能性が高いと言われて
いる「南海トラフ巨大地震」の被害を軽減するため
に、耐震化促進事業を実施しています。耐震診断にお
いては、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
(在来軸組工法または伝統工法の2階建て以下に限る)
に対して無料で診断を行っています。診断後は診断結
果および基準まで補強した場合の概算工事費がわかり
ます。また、その診断後における改修(一定の要件有り)
については最大で120万円が補助金として交付されま
す。また耐震シェルター設置という比較的安価で行え
る事業もあります。

改修事業、シェルター設置事業、いずれもまずは無
料の耐震診断が必要となりますのでぜひ補助制度を有
効に活用していただき、住宅の耐震化をお願いします。
※各申請について、補助金交付決定前に工事着手し
た場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください。
※この他にも要件がありますので詳しくはお問合せく
ださい。

※申請の詳細については市ホームページをご覧いた
だくか、建築課へ問合せください。

▶申込み・問合せ 建築課 建築係 (☎95-0128) へ。

住宅に対する耐震関係補助制度概要〈平成27年度版〉

概要		補助額等	備考(対象となる建築物の条件等)
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	市が行い、個人負担無料です。
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。	いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3(一戸建、一戸建以外共通) ・延べ床面積(m ²)×延べ面積当たり単価※×2/3(一戸建以外)
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一般型耐震改修 ア) 工事費: かった費用(限度額110万円) イ) 設計費: かった費用の2/3(限度額10万円) ウ) 補助合計 ア) 工事費+イ) 設計費=120万円
			一段目耐震改修 ア) 工事費: かった費用(限度額50万円) イ) 設計費: かった費用の2/3(限度額10万円) ウ) 補助合計 ア) 工事費+イ) 設計費=60万円
			二段目耐震改修 ア) 工事費: かった費用(限度額30万円) イ) 工事監理費: かった費用の2/3(一段目イ)と合計して限度額10万円) ウ) 補助合計 ア) 工事費+イ) 工事監理費=30万円
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一戸建て、一戸建て以外で別に定めがありますので詳細についてはお問合せください。
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費: かった費用(限度額20万円)
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター: かった費用(限度額30万円) 防災ベッド: かった費用(限度額15万円)
アスベスト対策	建築物	アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物の、アスベスト含有の有無を分析調査する費用の一部を補助する。	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う額(限度額15万円)